職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1899号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第６－183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項及び追加号を除く。）に改める。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>（休職月等）
第４条の３　（略）
２　退職した者の基礎在職期間に法第26条の３の規定による高齢者部分休業の承認を受けた期間のある月（以下この項において「部分休業月」という。）が含まれる場合には、当該退職した者が属していた職員の区分が同一の部分休業月がある部分休業月にあつては職員の区分が同一の部分休業月ごとにそれぞれその最初の部分休業月から順次に数えてその月数の２分の１に相当する数（当該相当する数に１未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある部分休業月を当該退職した者の基礎在職期間から除くものとし、また当該退職した者が属していた職員の区分が同一の部分休業月がない部分休業月にあつては当該部分休業月を基礎在職期間の各月から除くものとする。

（条例附則第44条に規定する人事委員会規則で定める額）
第31条　条例附則第44条に規定する人事委員会規則で定める額は、任命権者が委員会と協議して定める額とする。

別表（第４条の５関係）
ア　（略）
イ　平成18年４月１日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</td><td>（休職月等）
第４条の３　（略）

（退職手当の額から控除する額）
第31条　条例附則第14条第２項本文の人事委員会規則で定める額は、同条第１項各号に掲げる者の退職の都度任命権者が委員会と協議して定める額とする。

別表（第４条の５関係）
ア　（略）
イ　平成18年４月１日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</td></tr>
<tr><td>（略）
第２号区分 | (1)～(4)　（略）
(5)　警察法（昭和29年法律第162号）第56条の４第１項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた者のうち、平成18年４月１日以後適用されている</td><td>（略）
第２号区分 | (1)～(4)　（略）</td></tr>
</table>

	給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成18年４月以後の給与法」という。）の公安職俸給表㈠の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であつたもの (6)　（略）		(5)　（略）
第３号区　分	(1)～(9)　（略） (10)　特定任命により職員となつた者のうち、平成18年４月以後の給与法の公安職俸給表㈠の適用を受けていた者でその属する職務の級が９級であつたもの (11)　（略）	第３号区　分	(1)～(9)　（略） (10)　（略）
第４号区　分	(1)～(12)　（略） (13)　特定任命により職員となつた者のうち、平成18年４月以後の給与法の公安職俸給表㈠の適用を受けていた者でその属する職務の級が８級であつたもの (14)　（略）	第４号区　分	(1)～(12)　（略） (13)　（略）
（略）		（略）	

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。